

## I 第2条の変更

変更後	変更前
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市におく。 従たる事務所を豊中市、吹田市、摂津市、枚方市、 <u>高槻市</u> 、豊能郡豊能町におく。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市におく。 従たる事務所を豊中市、吹田市、摂津市、枚方市、豊能郡豊能町におく。

## II 第4条、第5条の変更

変更後	変更前
(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 <b>⑩ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</b> ⑪ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 ⑩ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
(事業の種類) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う (1) 特定非営利活動に係る事業 <b>9 農業を支援する人を育成し、その地域の振興を図る事業</b> 10 前に掲げる事業を行う団体の運営又は事業に関する連絡、助言又は援助の事業 11 その他当法人の目的を達成するための必要な事業	(事業の種類) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う (1) 特定非営利活動に係る事業 9 前に掲げる事業を行う団体の運営又は事業に関する連絡、助言又は援助の事業 10 その他当法人の目的を達成するための必要な事業
第5条 (2)を追加 <b>(2) その他の事業</b> <b>1 農産物の生産及び加工並びにそれらに関連する事業</b> <b>2 体験農園及び市民農園の事業</b>	

(注)他に、上記の関連する条文に変更があります。

## 変更の理由

第2条 高槻市内にシニア対象の年度制事業の教室を開設し、今後も継続して開講するため市内に事務所が必要となった。 第4条、第5条 豊能町に開設した「野菜づくりを楽しむ科」の運営のため、農業実習地として、農用地を確保する必要がある。そのためには①「(財)大阪府みどり公社」に介在して頂く。②豊能町農業委員会による農用地の利用権の設定許可を受ける。この2点が必要であり、定款にその内容が記載されていることが条件となる。
---